

## <国際ビジネス法律相談事業の利用要領>

### 1. 相談内容

海外への投資・貿易に係る契約・法制に関する相談（文書の作成、修正等は含まれない。）  
※過去例：各国からの輸出入契約、現地での給与・雇用問題、現地認証制度に関すること など

### 2. 無料相談対象

石川県内の企業

### 3. 相談料

30分以内であれば、相談無料

※30分を越える分の相談料は、企業負担

※法律事務所が行う資料の検討、調査その他の事前準備に要する時間は含まない

### 4. お申込み

申込用紙に必要事項を記入の上、国際ビジネスサポートデスクまで申込む

Eメールの場合：[ksupport@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:ksupport@pref.ishikawa.lg.jp)

F A Xの場合：076-225-1514

### 5. ご相談の流れ

①県内企業による国際ビジネスサポートデスクへお申込み。

↓

②当デスクによる、質問内容の精査。

↓

③当デスクから法律事務所へ、質問についての受任の可否と所要時間を確認。  
 簡易な質問については、その場で回答をもらい、当デスク経由で企業へお答え。

↓

③簡易なもの以外で受任可能な相談については、当デスクと企業が協議し、委託事業内で対応できるもの、企業負担が生じてくるものを判別。  
 委託事業内で処理可能な質問を、当デスクが法律事務所へ事前に連絡。

↓

④（事前準備完了後）法律事務所による相談及びアドバイスを実施。  
 企業の希望で、電話以外でもメール、法律事務所を訪問しての対応も可能。

↓<さらに簡易な質問がある場合>

⑤当デスクから法律事務所へ、質問についての受任の可否を確認。  
 簡易な質問については、その場で回答をもらい、当デスク経由で企業へお答え。

↓<個別の対応が必要とされた場合>

⑥以降の相談料は有料。県内企業のご判断にて引き続き相談が必要な場合、再度、国際ビジネスサポートデスクへ連絡。

↓

⑦企業と法律事務所との直接契約

### 6. その他

1案件につき、無料法律相談の利用は1回のみ（原則30分以内）とする。

石川県国際ビジネスサポートデスク

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県商工労働部産業政策課内

TEL:076-225-1509 FAX:076-225-1514